奈良県告示第三百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があった。

平成二十年十二月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　指定の場所（平成二十年十一月二十五日現在の地番による。）
　天理市西井戸堂町四七〇番地ノ三及び四七一番地ノ三の各一部

二　申請者氏名　有限会社石橋建築総合設計事務所　代表取締役　石橋豊

三　申請者住所　天理市岩室町五三番地ノ一

四　道路の幅員　四・〇一メートルから四・一四メートルまで

五　道路の延長　一六・〇三五メートル

六　指定年月日　平成二十年十一月二十八日

七　指定番号　奈土第二〇〇二号